

地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業（令和6年度当初予算）

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増収分は社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。
令和6年度当初予算においては、以下の事業に充当しています。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 66,619千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 733,275千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金	
		特定財源	一般財源		
国民健康保険事業	51,362	24,869	26,493	66,619	
介護保険事業	188,882	14,976	173,906		
後期高齢者医療保険事業	55,691	40,882	14,809		
障害者相談支援事業	3,608	0	3,608		
重度心身障害児（者）医療事業	20,650	10,325	10,325		
障害者自立支援事業	136,546	98,700	37,846		
中山間地域介護サービス事業	10,800	5,400	5,400		
訪問入浴介護事業	5,207	0	5,207		
私立保育所運営事業	216,470	170,492	45,978		
予防接種事業	21,500	1,175	20,325		
総合健診事業	13,720	491	13,229		
母子保健事業	8,839	1,709	7,130		
合計	733,275	369,019	364,256		66,619